

香川県環境影響評価条例（平成 11 年香川県告示第 2 号）第 4 条第 1 項の規定により、香川県環境影響評価技術指針を次のとおり定める。

平成 25 年 7 月 1 日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県環境影響評価技術指針

第一 総論

一 趣旨

この香川県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、香川県環境影響評価条例（平成 11 年香川県条例第 2 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査を適切に行うための技術的な事項について定めたものである。

なお、この技術指針は、今後の科学的知見の進展等に応じ、必要な変更を行うものとする。

二 環境影響評価の対象となる環境要素の項目

区 分	環境要素	項 目	
県民の健康の保護及び生活環境の保全	大気環境	大気質	大気汚染に係る環境基準が設定されている物質 大気汚染に係る規制物質
		騒音・超低周波音	騒音 超低周波音
		振動	地盤振動 低周波空気振動
		悪臭	悪臭
	水環境	水質	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が設定されている物質等 水質汚濁に係る規制物質等 農薬 塩分量 水温
		底質	底質の汚染に係る環境基準が設定されている物質 底質に係る規制物質 硫化物 ノルマルヘキサン抽出物質 強熱減量又は化学的酸素要求量
		地下水質	地下水質の汚濁に係る環境基準が設定されている物質 塩素イオン
		水象	河川水象 海域水象 地下水象
	土壌環境・その他の環境	地形・地質	地形 地質
		地盤	地盤沈下

		土壌	土壌汚染に係る環境基準が設定されている物質
県民が自然と共生する豊かな環境の創造	植物		陸生植物 水生植物
	動物		陸生動物 水生動物
	生態系		地域を特徴づける生態系
人と自然との豊かな触れ合いが保たれる潤いと安らぎのある快適な環境の創造	景観		景観
	人と自然との触れ合いの活動の場		人と自然との触れ合いの活動の場
環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築	廃棄物等		廃棄物 残土
	水資源		水利用
地球環境の保全の推進	温室効果ガス		温室効果ガス

三 環境影響評価及び事後調査の実施手順

この技術指針に基づく環境影響評価及び事後調査は、次の実施手順により行うものとする。

1 計画段階配慮事項に係る検討

(一) 位置等に関する複数案の設定

対象事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、対象事業を実施する区域の位置、対象事業の規模又は対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

また、位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象事業を実施する区域の位置又は対象事業の規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、対象事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために対象事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

さらに、対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められた場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにするものとする。

(二) 事業特性及び地域特性の把握

対象事業を実施しようとする者は、対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

(1) 事業特性に関する情報

- (ア) 対象事業の規模
- (イ) 事業実施想定区域
- (ウ) 対象事業の工事計画の概要
- (エ) 工事が完了した後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動の概要

(2) 地域特性に関する情報

(ア) 自然的状況

- ① 大気環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- ② 水環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- ③ 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- ④ 地形及び地質の状況
- ⑤ 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- ⑥ 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(イ) 社会的状況

- ① 人口及び産業の状況
- ② 土地利用の状況
- ③ 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- ④ 交通の状況
- ⑤ 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- ⑥ 下水道の整備の状況
- ⑦ 環境の保全を目的として法令又は条例により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
- ⑧ その他対象事業に関し必要な事項

また、これらに掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。

(3) 計画段階配慮事項の選定

対象事業を実施しようとする者は、対象事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行うものとする。

また、当該事項の選定は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとし、(二)の事業特性及び地域特性の把握の結果等を勘案して、影響要因と環境要素との関連について整理し、第1の2に掲げる環境要素の項目のうちから環境影響評価の項目の選定を行うものとする。また、環境影響評価の項目の選定結果については、別表を参考にして、環境影響要因と関連付けて整理するとともに、選定した理由を明らかにできるよう整理するものとする。

- (1) 工事の実施（対象事業の一部として、事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）
- (2) 工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

さらに、対象事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、そ

の内容及び当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

(四) 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法

対象事業を実施しようとする者が行う対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、位置等に関する複数案及び選定された計画段階配慮事項ごとに選定して行うものとする。

ここで、(一)から(四)までの事項について取りまとめ、配慮書を作成し、知事等に送付するものとする。対象事業を実施しようとする者は、知事及び対象事業の実施が想定される区域を管轄する市町長並びに一般からの意見を求めることを基本とし、これらの者からの意見を求めない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 事業実施段階に係る検討

(一) 事業特性及び地域特性の把握

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定に影響を及ぼす事業特性並びに対象事業実施区域及びその周囲の地域特性の概況（以下「地域概況」という。）を把握するものとする。なお、地域概況の把握の方法は、文献等の既存資料の収集又は必要に応じ、関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする。

(二) 環境影響評価の項目の選定

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、当該対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行うものとする。

また、当該事項の選定は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとし、(一)の事業特性及び地域特性の把握の結果等を勘案して、影響要因と環境要素との関連について整理し、2に掲げる環境要素の項目のうちから環境影響評価の項目の選定を行うものとする。また、環境影響評価の項目の選定結果については、別表を参考にして、環境影響要因と関連付けて整理するとともに、選定しない環境影響評価の項目については、その選定しない理由を具体的に明らかにするものとする。

(1) 工事の実施（対象事業の一部として、事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

(2) 工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

さらに、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

(三) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法

事業者が行う対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、選定

した環境影響評価の項目（以下「選定項目」という。）ごとに、選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。また、調査、予測及び評価に当たっては、計画段階配慮事項に係る検討段階において収集し、及び整理した情報並びにその結果を最大限活用するものとする。

ここで、(一)から(三)までの事項について取りまとめ、方法書を作成し、知事等に送付するものとする。また、方法書についての知事の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、方法書の記載事項について検討を加え、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。

(四) 調査、予測及び評価の実施

事業者は、(三)で選定した手法に従い、調査、予測及び評価を行うものとする。

(五) 環境の保全のための措置の検討

事業者は、(四)の評価に際しては、対象事業の実施による環境への影響の回避、低減等を目的とした環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

(六) 事後調査の計画の策定

事業者は、対象事業に係る工事の実施中及び施設の供用時に行う事後調査の項目、手法等に関する計画を策定するものとする。

ここで、方法書で記載した内容及び(三)から(六)までの事項について取りまとめ、準備書を作成し、知事等に送付するものとする。

さらに、事業者は、準備書についての知事の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、準備書の記載事項について検討を加え、評価書を作成し、知事等に送付するものとする。

3 対象事業の工事着手後の対応

(一) 事後調査の実施

事業者は、対象事業に係る工事に着手した後、評価書に記載した計画に基づき事後調査を実施するとともに、調査の結果により、必要に応じて、環境保全措置の再検討を行い、それらの結果を記載した事後調査等報告書を作成し、知事等に送付するものとする。

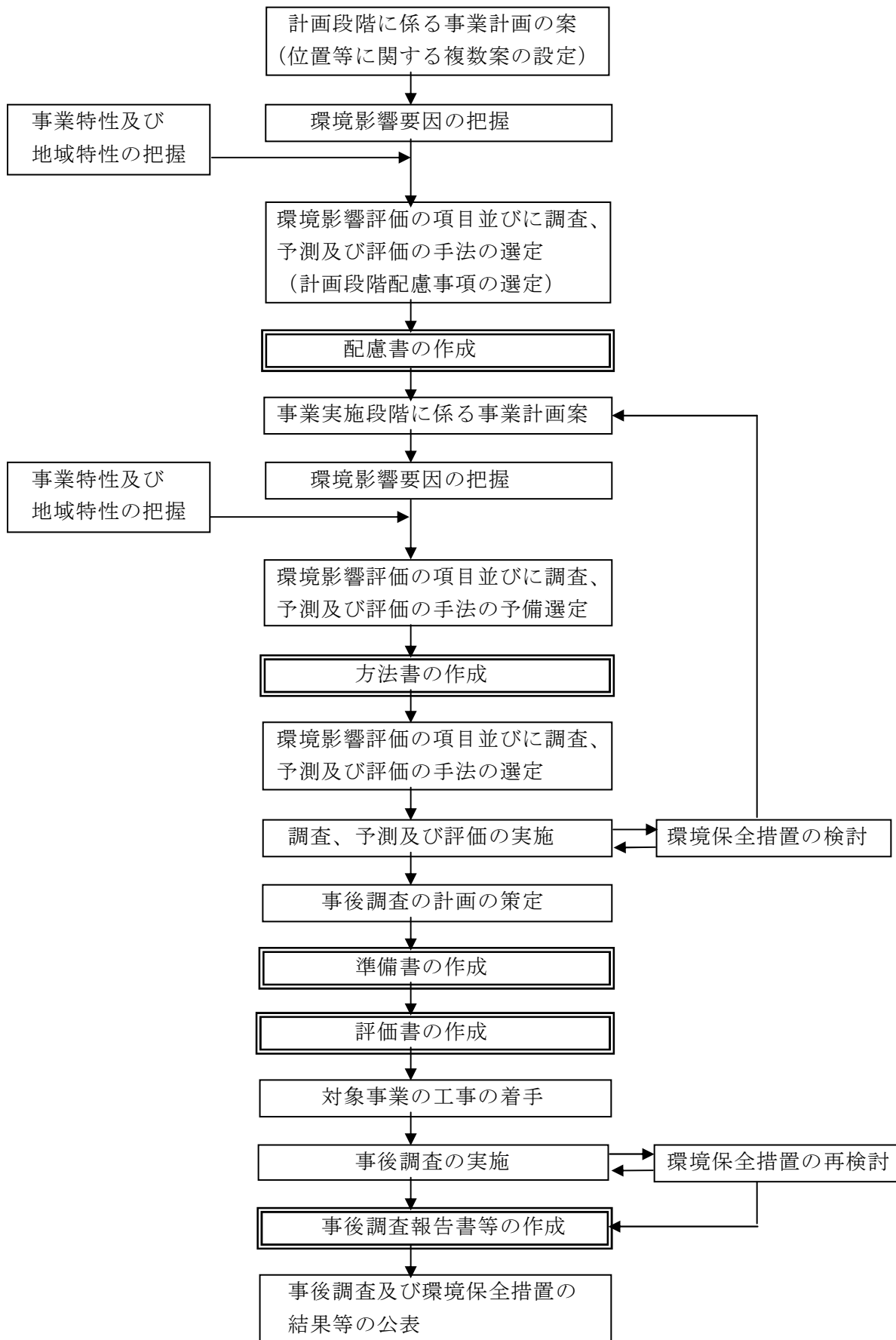
なお、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意するものとする。

(二) 報告書の作成

評価書の公告を行った事業者は、対象事業に係る工事が完了した後、報告書を作成するものとする。その際、当該事業者は、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。

また、事業者は、必要に応じて、対象事業に係る工事中又は施設の供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする。

なお、この技術指針に基づき、事業者が行う環境影響評価及び事後調査等の実施手順は、次の図に示すとおりである。



四 環境影響評価及び事後調査等に関する一般的事項

1 調査の手法に関する事項

調査の手法は、対象事業に係る計画段階配慮事項の選定事項（以下「選定事項」という。）又は選定項目の特性、対象事業の特性及び地域特性を考慮して、予測及び評価において必要とされる水準が確保されるように選定するものとする。この場合において、過去の状況の推移及び将来の状況についてできる限り把握するなど、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

(一) 計画段階配慮事項の検討に係る調査

(1) 調査方法

調査は、選定事項に係る環境要素の状況に関する情報のほか、調査の対象となる地域の範囲（以下「調査地域」という。）の気象、水象等の自然条件や人口、産業、土地利用等の社会条件に関する情報を、国又は地方公共団体等が有する既存の資料等により収集し、その結果を整理し、及び解析することにより行うものとする。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査・踏査等の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析することにより行うものとする。

(2) 調査地域等

調査地域は、対象事業の実施により選定事項に係る環境要素の状況に影響が想定される範囲を含む地域を設定するものとする。

また、調査地域内における調査地点は、調査する情報の内容及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況を考慮して、調査地域を代表し、選定事項に係る環境要素の状況を適切に把握し得る地点を設定するものとする。

(3) その他

調査によって得られた情報は、当該情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにするものとする。

また、希少野生生物の生息・生育に関する情報を得た場合は、必要に応じ、種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮を行うものとする。

(二) 事業実施段階に係る調査

(1) 調査方法

調査は、選定項目に係る環境要素の状況に関する情報のほか、必要であれば、調査地域の気象、水象等の自然条件や人口、産業、土地利用等の社会条件に関する情報を、既存資料の収集、専門家等からの科学的知見の収集、現地調査・踏査等の方法により収集し、その結果を整理・解析することにより行うものとする。情報の収集、整理・解析について法令等により方法が定められている場合には、当該方法を踏まえつつ適切な調査方法を設定するものとする。

(2) 調査地域等

調査地域は、対象事業の実施により、選定項目に係る環境要素の状況に影響が想定される範囲を含む地域を設定するものとする。

また、調査地域内における調査地点は、調査する情報の内容及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況を考慮して、調査地域を代表し、選定項目に係る環境要素の状況を適切に把握し得る地点を設定するものとする。

(3) 調査対象期間等

調査の対象となる期間、時期及び頻度（以下「調査対象期間等」という。）は、調査する情報の内容を考慮して、適切な期間、時期及び頻度を設定する。

なお、季節による変動を把握する必要がある調査対象については、これが適切に把握できるよう、一年以上の調査期間を確保し、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ、観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を設定するものとする。

(4) その他

調査によって得られた情報は、当該情報が記載されていた文献名、調査の日時、前提条件並びに調査地域、調査地点及び調査対象期間等の設定の根拠等を併せて明らかにするものとする。

また、希少野生生物の生息・生育に関する情報を得た場合は、必要に応じ、種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮を行うものとする。

2 予測の手法に関する事項

予測の手法は、選定事項又は選定項目の特性、対象事業の特性及び地域特性を考慮して、選定事項又は選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるように選定するものとする。

予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定事項又は選定項目の特性、対象事業の特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測結果との関係と併せて明らかにするものとし、

(一) 計画段階配慮事項の検討に係る予測

(1) 予測方法

予測の手法を選定するに当たっては、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。また、予測は、数理モデルによる数値計算、模型等による実験、既存事例の引用又は解析等の手法により、選定事項に係る環境要素の状況の変化又は環境への負荷の量を定量的に把握するものとし、定量的な把握が困難な場合には、定性的に把握する手法を設定するものとする。

(2) 予測地域等

予測地域は、調査地域のうちから適切に選定された地域とし、予測地域内における予測地点は、地域を代表する地点や特に影響を受けるおそれがある地点等、選定事項に係る環境要素の状況の変化を適切に把握し得る地点を設定するものとする。

(3) その他

対象事業において新規の予測手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにするものとする。

(二) 事業実施段階に係る予測

(1) 予測方法

予測は、数理モデルによる数値計算、模型等による実験、既存事例の引用又は解析等の手法により、選定項目に係る環境要素の状況の変化又は環境への負荷の量を定量的に把握するものとし、定量的な把握が困難な場合には、定性的に把握する手法を設定するものとする。

予測に当たっては、当該対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合にあっては、現在の環境の状況）を勘案して行うものとし、将来の環境の状況は、国、県又は関

係する市町が有する情報を収集して設定するよう努めるものとする。

(2) 予測地域等

予測地域は、その調査地域に準じて設定するものとする。

また、予測地域内における予測地点は、地域を代表する地点や特に影響を受けるおそれがある地点等、選定項目に係る環境要素の状況の変化を適切に把握し得る地点を設定するものとする。

(3) 予測対象時期

予測対象時期は、工事の実施による影響が最大になる時期並びに施設の供用時の事業活動が一定の状態となる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等について、選定項目ごとの環境影響を適切に把握し得る時期を設定するものとする。

なお、施設の供用時で、事業活動が一定の状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合には、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。

(4) その他

対象事業において新規の予測手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにするものとする。

3 評価の手法に関する事項

対象事業に係る評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(一) 計画段階配慮事項の検討に係る評価

(1) 評価方法

評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、位置等に関する複数案が提示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較するものとする。

なお、位置等に関する複数案が設定されていない場合は、対象事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、対象事業を実施しようとする者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討するものとする。

(2) 国、県又は関係する市町による環境保全施策との整合性の検討

国、県又は関係する市町による環境保全施策によって、選定事項に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理しつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているか否かについて検討するものとする。

(二) 事業実施段階に係る評価

(1) 環境影響の回避・低減

建造物の構造・配置の在り方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数の案を時系列に沿って又は並行的に比較検討すること、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、回避され、又は低減されているものであるか否かについて、事業者

の見解を明らかにするものとする。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯についても明らかにするものとする。

(2) 国、県又は関係する市町による環境保全施策との整合性の検討

国、県又は関係する市町による環境保全施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理しつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているか否かについて検討するものとする。

4 環境保全措置に関する事項

環境保全措置については、対象事業の実施により選定事項又は選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者により実行可能な範囲内で、当該影響を回避し、又は低減すること及び国、県及び関係する市町による環境保全施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として検討するものとする。

検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討の結果を踏まえ、必要に応じ、当該事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）の検討を行うものとする。

なお、当該検討を段階的に行った場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにできるように整理するものとする。また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行った場合には、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるように整理するものとする。

さらに、代償措置を講じようとする場合には、環境への影響を回避し、又は低減することが困難である理由、損なわれる環境要素と代償措置により創出される環境要素に関し、それぞれの位置、損なわれ、又は創出される環境要素の種類及び内容並びに当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠等を明らかにするものとする。

5 事後調査に関する事項

(一) 事後調査の項目

事後調査は、対象事業に係る工事に着手した後において、当該対象事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するために行うものであることから、原則として、選定項目について行うものとする。

ただし、環境影響評価の結果において、その環境要素に及ぶおそれのある影響が軽微であり、かつ予測の不確実性が小さいと判断された項目については、事後調査の項目としなくてもよいものとする。

(二) 事後調査の方法

環境影響評価で用いた調査方法を基本としながら、工事の実施中又は施設の供用時の事業活動等を考慮して適切に選定するものとする。

(三) 事後調査の対象地域等

原則として、予測地域及び予測地点に準じて設定するものとする。

(四) 事後調査の対象時期等

事後調査の対象時期は、原則として、予測対象時期に準じて設定し、期間及び

頻度は、予測の不確実性の程度等を考慮して、適切な期間及び頻度を設定するものとする。特に、施設の供用時で、季節による変動を把握する必要がある調査対象については、これを適切に把握し得る調査期間を確保するものとする。

(五) その他

- (1) 事後調査の結果は、環境影響評価の結果との比較検討が可能となるように整理し、実際の環境影響の程度、環境保全措置の効果等を検証するものとする。
- (2) 事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、その原因を解析し、対象事業に起因することが判明したときには、必要な環境保全措置を検討し、講ずるものとする。
- (3) 当該対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれることが明らかである場合等においては、事後調査及び事後調査の結果に係る対応等について他の主体との協力又は他の主体への要請等の方法及び内容について明らかにしておくものとする。

6 その他の留意事項

(一) 結果の取りまとめ

調査、予測及び評価の結果の取りまとめに当たっては、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を選定事項又は選定項目ごとに取りまとめるほか、それらの概要を一覧できるようにすること等により、他の選定事項又は選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響について、検討を行うものとする。

(二) 方法書等の記述

配慮書、方法書、準備書、評価書及び事後調査等報告書の記述に当たっては、できる限り簡素かつ平易な文章表現とし、学術的専門用語の使用は必要最小限にとどめるとともに、視覚的な表示方法を用いるなど、理解し易い記述方法に努めるよう留意するものとする。

第二 各論

一 県民の健康の保護及び生活環境の保全に関する事項

1 大気質

大気質に係る調査、予測及び評価は、次に掲げる項目のうちから選定したものについて行うものとする。

- (1) 大気汚染に係る環境基準が設定されている物質
- (2) 大気汚染の原因となる物質（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第一項第二号及び第三号、同条第四項並びに同条第八項に規定する物質に限る。）

(一) 調査

(1) 調査内容

選定した項目に係る濃度その他の状態（以下「大気質濃度等」という。）を調査する。

(2) 調査方法

既存資料の収集又は必要に応じ、現地調査を行い、その結果を整理・解析することによる。

現地調査については、国、県又は関係する市町によって示されている基準又は目標に定める測定方法その他予測及び評価において必要とされる水準が確保される測定方法により行う。

(3) 調査地域等

調査地域は、対象事業の実施により、大気質への影響が想定される範囲を含

む地域とし、調査地点は、調査地域における大気質濃度等の状況を適切に把握し得る地点とする。

(4) 調査対象期間等

調査地域における年間を通じた大気質濃度等の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とする。

(5) 関連調査事項

予測及び評価を行う上で必要な場合は、関連する次の事項についても調査する。

- (ア) 気象の状況
- (イ) 地形・地物の状況
- (ウ) 土地利用の状況
- (エ) 主要発生源の状況
- (オ) 関係法令による指定、規制等

(二) 予測

(1) 予測内容

選定した項目に係る大気質濃度等の変化の程度を予測する。

(2) 予測方法

次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定する。

- (ア) 大気拡散モデルによる数値計算
- (イ) 風洞模型実験
- (ウ) 既存事例の引用又は解析
- (エ) その他適切な方法

(3) 予測地域等

予測地域は、その調査地域に準じ、予測地点は、予測地域における大気質濃度等の変化の程度を適切に把握し得る地点とする。

(4) 予測対象時期

対象事業に係る工事の実施中は、その影響が最大になる時期とし、施設の供用時は、事業活動が一定の状態となる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等必要と考えられる時期とする。

2 騒音・超低周波音

(一) 調査

(1) 調査内容

環境騒音について、騒音レベルを調査する。

なお、騒音発生源が特定できる場合は、その特定騒音（道路交通騒音、工場・事業場騒音、建設作業騒音、航空機騒音、鉄道騒音）について、騒音レベルを調査する。

(2) 調査方法

既存資料の収集又は必要に応じ、現地調査を行い、その結果を整理・解析することによる。

現地調査については、国、県又は関係する市町によって示されている基準又は目標に定める測定方法その他予測及び評価において必要とされる水準が確保される測定方法により行う。

(3) 調査地域等

調査地域は、対象事業の実施により、騒音による影響が想定される範囲を含む地域とし、調査地点は、調査地域における騒音レベルの状況を適切に把握し

得る地点とする。

(4) 調査対象期間等

調査地域における騒音レベルの状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とする。

(5) 関連調査事項

予測及び評価を行う上で必要な場合は、関連する次の事項についても調査する。

- (7) 地形・地物の状況
- (イ) 土地利用の状況
- (ウ) 主要発生源の状況
- (エ) 関係法令による指定、規制等

(二) 予測

(1) 予測内容

騒音レベルの変化の程度を予測する。

(2) 予測方法

次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定する。

- (7) 騒音伝播モデルによる数値計算
- (イ) 模型実験
- (ウ) 既存事例の引用又は解析
- (エ) その他適切な方法

(3) 予測地域等

予測地域は、その調査地域に準じ、予測地点は、予測地域における騒音レベルの変化の程度を適切に把握し得る地点とする。

(4) 予測対象時期

対象事業に係る工事の実施中は、その影響が最大になる時期とし、施設の供用時は、事業活動が一定の状態となる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等必要と考えられる時期とする。

3 振動

振動に係る調査、予測及び評価は、次に掲げる項目のうちから選定したものについて行うものとする。

- (1) 地盤振動
- (2) 低周波空気振動

(一) 調査

(1) 調査内容

環境振動について、地盤振動の振動レベル又は低周波空気振動の音圧レベルを調査する。

なお、振動発生源が特定できる場合は、その特定振動（道路交通振動、工場・事業場振動、建設作業振動、鉄道振動）について、振動レベル又は音圧レベルを調査する。

(2) 調査方法

既存資料の収集又は必要に応じ、現地調査を行い、その結果を整理・解析することによる。

現地調査については、国、県又は関係する市町によって示されている基準又は目標に定める測定方法その他予測及び評価において必要とされる水準が確保される測定方法により行う。

(3) 調査地域等

調査地域は、対象事業の実施により、振動による影響が想定される範囲を含む地域とし、調査地点は、調査地域における振動レベル又は音圧レベルの状況を適切に把握し得る地点とする。

(4) 調査対象期間等

調査地域における振動レベル及び音圧レベルの状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とする。

(5) 関連調査事項

予測及び評価を行う上で必要な場合は、関連する次の事項についても調査する。

(ア) 地盤の状況

(イ) 地形・地物の状況

(ウ) 土地利用の状況

(エ) 主要発生源の状況

(オ) 関連法令による指定、規制等

(二) 予測

(1) 予測内容

振動レベル又は音圧レベルの変化の程度を予測する。

(2) 予測方法

次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定する。

(ア) 波動理論による数値計算

(イ) 既存事例の引用又は解析

(ウ) その他適切な方法

(3) 予測地域等

予測地域は、その調査地域に準じ、予測地点は、予測地域における振動レベル又は音圧レベルの変化の程度を適切に把握し得る地点とする。

(4) 予測対象時期

対象事業に係る工事の実施中は、その影響が最大になる時期とし、施設の供用時は、事業活動が一定の状態となる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等必要と考えられる時期とする。

4 悪臭

(一) 調査

(1) 調査内容

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第二条第一項に規定する特定悪臭物質の濃度又は同法第二条第二項に規定する臭気指数（以下「悪臭濃度等」という。）を調査する。

(2) 調査方法

既存資料の収集又は必要に応じ、現地調査を行い、その結果を整理・解析することによる。

現地調査については、国、県又は関係する市町によって示されている基準又は目標に定める測定方法その他予測及び評価において必要とされる水準が確保される測定方法により行う。

(3) 調査地域等

調査地域は、対象事業の実施により、悪臭による影響が想定される範囲を含む地域とし、調査地点は、調査地域における悪臭濃度等を適切に把握し得る地

点とする。

(4) 調査対象期間等

調査地域における年間を通じた悪臭濃度等の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とする。

(5) 関連調査事項

予測及び評価を行う上で必要な場合は、関連する次の事項についても調査する。

(ア) 気象の状況

(イ) 地形・地物の状況

(ウ) 土地利用の状況

(エ) 主要発生源の状況

(オ) 関係法令による指定、規制等

(二) 予測

(1) 予測内容

選定項目に係る悪臭濃度等の変化の程度を予測する。

(2) 予測方法

次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定する。

(ア) 大気拡散モデルによる数値計算

(イ) 既存事例の引用又は解析

(ウ) その他適切な方法

(3) 予測地域等

予測地域は、その調査地域に準じ、予測地点は、予測地域における悪臭濃度等の変化を適切に把握し得る地点とする。

(4) 予測対象時期

対象事業に係る工事の実施中は、その影響が最大になる時期とし、施設の供用時は、事業活動が一定の状態となる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等必要と考えられる時期とする。

5 水質

水質に係る調査、予測及び評価は、次に掲げる項目のうちから選定したものについて行うものとする。

(1) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が設定されている物質等

(2) 水質汚濁に係る規制物質等（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第三条第一項に規定する物質等に限る。）

(3) 農薬（「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」（平成二年五月二十四日環境庁水質保全局長通知）、「公共用水域等における農薬の水質評価指針」（平成六年四月十五日環境庁水質保全局長通知）に規定する農薬に限る。）

(4) 透明度

(5) 塩分量

(6) 水温

(一) 調査

(1) 調査内容

選定した項目に係る濃度その他の状態（以下「水質濃度等」という。）を調査する。

(2) 調査方法

既存資料の収集又は必要に応じ、現地調査を行い、その結果を整理・解析することによる。

現地調査については、国、県又は関係する市町によって示されている基準又は目標に定める測定方法その他予測及び評価において必要とされる水準が確保される測定方法により行う。

(3) 調査地域等

調査地域は、対象事業の実施により、水質への影響が想定される範囲を含む地域とし、調査地点は、調査地域における水質濃度等の状況を適切に把握し得る地点とする。

(4) 調査対象期間等

調査地域における年間を通じた水質濃度等の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とする。

(5) 関連調査事項

予測及び評価を行う上で必要な場合は、関連する次の事項についても調査する。

(ア) 水象の状況

(イ) 気象の状況

(ウ) 利水等の状況

(エ) 主要発生源の状況

(オ) 関係法令による指定、規制等

(二) 予測

(1) 予測内容

選定した項目に係る水質濃度等の変化の程度を予測する。

(2) 予測方法

次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定する。

(ア) 水質予測モデルによる数値計算

(イ) 水理模型実験

(ウ) 既存事例の引用又は解析

(エ) その他適切な方法

(3) 予測地域等

予測地域は、その調査地域に準じ、予測地点は、予測地域における水質濃度等の変化の程度を適切に把握し得る地点とする。

(4) 予測対象時期

対象事業に係る工事の実施中は、その影響が最大になる時期とし、施設の供用時は、事業活動が一定の状態となる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等必要と考えられる時期とする。

6 底質

底質に係る調査、予測及び評価は、次に掲げる項目のうちから選定したものについて行うものとする。

(1) 底質の汚染に係る環境基準が設定されている物質

(2) 底質の汚染の原因となる物質（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年二月十七日総理府令第六号）に定める水底土砂に係る判定基準に規定する物質に限る。）

(3) 硫化物

- (4) ノルマルヘキサン抽出物質
- (5) 強熱減量又は化学的酸素要求量（COD）

(一) 調査

(1) 調査内容

選定した項目に係る濃度その他の状態（以下「底質濃度等」という。）を調査する。

(2) 調査方法

既存資料の収集又は必要に応じ、現地調査を行い、その結果を整理・解析することによる。

現地調査については、国、県又は関係する市町によって示されている基準又は目標に定める測定方法その他予測及び評価において必要とされる水準が確保される測定方法により行う。

(3) 調査地域等

調査地域は、対象事業の実施により、底質への影響が想定される範囲を含む地域とし、調査地点は、水質の調査地点も踏まえ、調査地域における底質濃度等の状況を適切に把握し得る地点とする。

(4) 調査対象期間等

調査地域における年間を通じた底質濃度等の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とする。

(5) 関連調査事項

予測及び評価を行う上で必要な場合は、関連する次の事項についても調査する。

- (ア) 水象の状況
- (イ) 気象の状況
- (ウ) 利水等の状況
- (エ) 主要発生源の状況
- (オ) 関係法令による指定、規制等

(二) 予測

(1) 予測内容

選定した項目に係る底質濃度等の変化の程度を予測する。

(2) 予測方法

次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定する。

- (ア) 既存事例の引用又は解析
- (イ) その他適切な方法

(3) 予測地域等

予測地域は、その調査地域に準じ、予測地点は、予測地域における底質濃度等の変化の程度を適切に把握し得る地点とする。

(4) 予測対象時期

対象事業に係る工事の実施中は、その影響が最大になる時期とし、施設の供用時は、事業活動が一定の状態となる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等必要と考えられる時期とする。

7 地下水質

地下水質に係る調査、予測及び評価は、次に掲げる項目のうちから選定したものについて行うものとする。

- (1) 地下水質の汚濁に係る環境基準が定められている物質

(2) 塩素イオン

(一) 調査

(1) 調査内容

選定した項目に係る濃度（以下「地下水質濃度」という。）を調査する。

(2) 調査方法

既存資料の収集又は必要に応じ、現地調査を行い、その結果を整理・解析することによる。

現地調査については、国、県又は関係する市町によって示されている基準又は目標に定める測定方法その他予測及び評価において必要とされる水準が確保される測定方法により行う。

(3) 調査地域等

調査地域は、対象事業の実施により、地下水質への影響が想定される範囲を含む地域とし、調査地点は、調査地域における地下水質濃度の状況を適切に把握し得る地点とする。

(4) 調査対象期間等

調査地域における年間を通じた地下水質濃度の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とする。

(5) 関連調査事項

予測及び評価を行う上で必要な場合は、関連する次の事項についても調査する。

(ア) 水象の状況

(イ) 気象の状況

(ウ) 利水等の状況

(エ) 主要発生源の状況

(オ) 関係法令による指定、規制等

(二) 予測

(1) 予測内容

選定した項目に係る地下水質濃度の変化の程度を予測する。

(2) 予測方法

次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定する。

(ア) 数値的な解析

(イ) 既存事例の引用又は解析

(ウ) その他適切な方法

(3) 予測地域等

予測地域は、その調査地域に準じ、予測地点は、予測地域における地下水質濃度の変化の程度を適切に把握し得る地点とする。

(4) 予測対象時期

対象事業に係る工事の実施中は、その影響が最大になる時期とし、施設の供用時は、事業活動が一定の状態となる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等必要と考えられる時期とする。

8 水象

水象に係る調査、予測及び評価は、次に掲げる項目のうちから選定したものについて行うものとする。

(1) 河川水象

(2) 海域水象

(3) 地下水象

(一) 調査

(1) 調査内容

次の事項について、予測及び評価に必要なものを調査する。

- (ア) 河川水象に係る事項：流量、流速、形態等
- (イ) 海域水象に係る事項：潮流、恒流、拡散係数等
- (ウ) 地下水象に係る事項：水位、分布、規模、湧水地点、湧出水量等

(2) 調査方法

既存資料の収集又は必要に応じ、現地調査を行い、その結果を整理・解析することによる。

現地調査については、国、県又は関係する市町によって示されている基準又は目標に定める測定方法その他予測及び評価において必要とされる水準が確保される測定方法により行う。

(3) 調査地域等

調査地域は、対象事業の実施により、水象への影響が想定される範囲を含む地域とし、調査地点は、調査地域における水象の状況を適切に把握し得る地点とする。

(4) 調査対象期間等

調査地域における年間を通じた水象の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とする。

(5) 関連調査事項

予測及び評価を行う上で必要な場合は、関連する次の事項についても調査する。

- (ア) 降水量の状況
- (イ) 利水等の状況
- (ウ) 地形・地質の状況
- (エ) 土地利用の状況

(二) 予測

(1) 予測内容

選定項目に係る水象の状況の変化の程度を予測する。

(2) 予測方法

次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定する。

- (ア) 数理モデルによる数値計算
- (イ) 模型実験
- (ウ) 既存事例の引用又は解析
- (エ) その他適切な方法

(3) 予測地域等

予測地域は、その調査地域に準じ、予測地点は、予測地域における水象の状況の変化の程度を適切に把握し得る地点とする。

(4) 予測対象時期

対象事業に係る工事の実施中は、その影響が最大になる時期とし、施設の供用時は、事業活動が一定の状態となる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等必要と考えられる時期とする。

9 地形・地質

地形・地質に係る調査、予測及び評価は、次に掲げる項目のうちから選定したも

のについて行うものとする。

- (1) 地形
- (2) 地質

(一) 調査

(1) 調査内容

次の事項について、予測及び評価に必要なものを調査する。

- (ア) 地形に係る事項 地形分類、傾斜分布、土地の安定性、特異な地形
- (イ) 地質に係る事項 表層地質、地下地質、地質断面、土壌分類、土壌断面、特異な地質

(2) 調査方法

既存資料の収集又は必要に応じ、現地調査を行い、その結果を整理・解析することによる。

現地調査については、地表地質踏査、ボーリング調査及びボーリング孔を用いた各種試験、物理探査等の方法による。

(3) 調査地域等

調査地域は、対象事業の実施により、地形・地質への影響が想定される範囲を含む地域とし、調査地点は、調査地域における地形・地質の状況を適切に把握し得る地点とする。

(4) 調査対象期間等

調査地域における地形・地質の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とする。

(5) 関連調査事項

予測及び評価を行う上で必要な場合は、関連する次の事項についても調査する。

- (ア) 気象の状況
- (イ) 地下水及び湧水の状況
- (ウ) 植物の生育状況
- (エ) 関係法令による指定、規制等

(二) 予測

(1) 予測内容

次の事項から必要なものについて予測する。

- (ア) 地形・地質の改変の程度及び内容
- (イ) 土地の安定性の変化
- (ウ) 特異な地形・地質の成立環境の変化による影響の程度及び内容

(2) 予測方法

次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定する。

- (ア) 工事施工計画を基にした重ね合わせ法
- (イ) 土木工学的知見等に基づく数値計算
- (ウ) 成立環境の変化の程度を把握して予測する方法
- (エ) 既存事例の引用又は解析
- (オ) その他適切な方法

(3) 予測地域等

予測地域は、その調査地域に準じ、予測地点は、予測地域における地形・地質への影響を適切に把握し得る地点とする。

(4) 予測対象時期

対象事業に係る工事の実施中は、その影響が最大になる時期とし、施設の供用時は、事業活動が一定の状態となる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等必要と考えられる時期とする。

(三) 留意事項

自然環境の保全上重要なため池についても、必要に応じて検討しておくものとする。

10 地盤

地盤に係る調査、予測及び評価は、地盤沈下について行うものとする。

(一) 調査

(1) 調査内容

地盤沈下量を調査する。

(2) 調査方法

既存資料の収集又は必要に応じ、現地調査を行い、その結果を整理・解析することによる。

現地調査は、水準測量、地盤沈下計による観測等による。

(3) 調査地域等

調査地域は、対象事業の実施により、地盤への影響が想定される範囲を含む地域とし、調査地点は、調査地域における地盤沈下の状況を適切に把握し得る地点とする。

(4) 調査対象期間等

調査地域における地盤沈下の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とする。

(5) 関連調査事項

予測及び評価を行う上で必要な場合は、関連する次の事項についても調査する。

(ア) 地下水・湧水の状況

(イ) 地形・地質及び土質の状況

(ウ) 降水量の状況

(エ) 土地利用の状況

(オ) 関係法令による指定、規制等

(二) 予測

(1) 予測内容

地盤沈下の発生の有無及び進行の程度を予測する。

(2) 予測方法

次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定する。

(ア) 圧密理論等による数値計算

(イ) 既存事例の引用又は解析

(ウ) その他適切な方法

(3) 予測地域等

予測地域は、その調査地域に準じ、予測地点は、予測地域における地盤沈下の状況の変化を適切に把握し得る地点とする。

(4) 予測対象時期

対象事業に係る工事の実施中は、その影響が最大になる時期とし、施設の供用時は、事業活動が一定の状態となる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等必要と考えられる時期とする。

11 土壌

土壌に係る調査、予測及び評価は、土壌汚染に係る環境基準が設定されている物質について行うものとする。

(一) 調査

(1) 調査内容

土壌汚染に係る環境基準が設定されている物質による土壌汚染の状態（以下「土壌濃度」という。）を調査する。

(2) 調査方法

既存資料の収集又は必要に応じ、現地調査を行い、その結果を整理・解析することによる。

現地調査については、国、県又は関係する市町によって示されている基準又は目標に定める測定方法その他予測及び評価において必要とされる水準が確保される測定方法により行う。

(3) 調査地域等

調査地域は、対象事業の実施により、土壌への影響が想定される範囲を含む地域とし、調査地点は、調査地域における選定項目に係る土壌濃度を適切に把握し得る地点とする。

(4) 調査対象期間等

調査地域における選定項目に係る土壌濃度を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とする。

(5) 関連調査事項

予測及び評価を行う上で必要な場合は、関連する次の事項についても調査する。

- (ア) 土質の状況
- (イ) 地形・地質の状況
- (ウ) 気象の状況
- (エ) 土地利用の状況
- (オ) 利水及び地下水の状況
- (カ) 主要発生源の状況
- (キ) 関係法令による指定、規制等

(二) 予測

(1) 予測内容

選定項目に係る土壌濃度の変化を予測する。

(2) 予測方法

次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定する。

- (ア) 既存事例の引用又は解析
- (イ) その他適切な方法

(3) 予測地域等

予測地域は、その調査地域に準じ、予測地点は、予測地域における選定項目に係る土壌濃度の変化を適切に把握し得る地点とする。

(4) 予測対象時期

対象事業に係る工事の実施中は、その影響が最大になる時期とし、施設の供用時は、事業活動が一定の状態となる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等必要と考えられる時期とする。

(三) 留意事項

予測に当たっては、土地改変に伴う土壌の移動、土壌の拡散についても考慮するものとする。

二 県民が自然と共生する豊かな環境の創造に関する事項

1 植物

植物に係る調査、予測及び評価は、次に掲げる項目のうちから選定したものについて行うものとする。

- (1) 陸生植物
- (2) 水生植物

(一) 調査

(1) 調査内容

植物に係る次の事項を調査する。

- (ア) 生育種
- (イ) 群落の生育・分布状況及び群落組成
- (ウ) 重要な種及び群落の生育・分布状況及び生育環境の状況
- (エ) 緑地の分布状況

(2) 調査方法

既存資料の収集又は必要に応じ、現地調査を行い、その結果を整理・解析することによる。

現地調査については、聞き取り調査、直接観察、植物社会学的調査又はそれに準ずる方法による。

(3) 調査地域等

調査地域は、対象事業の実施により、植物への影響が想定される範囲を含む地域とし、調査地点は、調査地域における植物の生育状況を適切に把握し得る地点とする。

(4) 調査対象期間等

調査地域における植物の生育状況（その四季変動を含む。）を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とする。

(5) 関連調査事項

予測及び評価を行う上で必要な場合は、関係法令による指定、規制等についても調査する。

(二) 予測

(1) 予測内容

植物に係る次の事項について予測する。

- (ア) 植生の消滅の有無並びに改変の程度及び内容
- (イ) 重要な種及び群落の生育環境の変化による影響の程度及び内容

(2) 予測方法

次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定する。

- (ア) 工事施工計画を基にした重ね合わせ法
- (イ) 生育環境の変化を把握して予測する方法
- (ウ) 既存事例の引用又は解析
- (エ) その他適切な方法

(3) 予測地域等

予測地域は、その調査地域に準じ、予測地点は、予測地域における植物の生育状況の変化を適切に把握し得る地点とする。

(4) 予測対象時期

対象事業に係る工事の実施中は、その影響が最大になる時期とし、施設の供用時は、工事完了後一定の期間をおいた時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等必要と考えられる時期とする。

(三) 留意事項

- (1) 重要な種及び群落は、「日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—」（環境庁編）又は「香川県レッドデータブック 香川の希少野生生物」（香川県編）に挙げられている等、自然環境の保全上若しくは学術上又は希少性の観点から重要なものとする。
- (2) 緑被率及び樹林地率の変化並びに保全機能についても、必要に応じて検討しておくものとする。

2 動物

動物に係る調査、予測及び評価は、次に掲げる項目のうちから選定したものについて行うものとする。

- (1) 陸生動物
- (2) 水生動物

(一) 調査

(1) 調査内容

動物に係る次の事項を調査する。

- (ア) 生息種
- (イ) 生息状況
- (ウ) 重要な種及び個体群の生息・分布状況及び生息環境の状況

(2) 調査方法

既存資料の収集又は必要に応じ、現地調査を行い、その結果を整理・解析することによる。

現地調査については、聞き取り調査、捕獲等による確認調査又はそれに準ずる方法による。なお、現地調査を行う場合は、できる限り動物の生息への影響が少ない調査方法を選択するものとする。

(3) 調査地域等

調査地域は、対象事業の実施により、動物への影響が想定される範囲を含む地域とし、調査地点は、調査地域における動物の生息状況を適切に把握し得る地点とする。

(4) 調査対象期間等

調査地域における動物の生息状況（その四季変動を含む。）を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とする。

(5) 関連調査事項

予測及び評価を行う上で必要な場合は、関係法令による指定、規制等についても調査する。

(二) 予測

(1) 予測内容

動物に係る次の事項について予測する。

- (ア) 生息地の消滅の有無並びに改変の程度及び内容
- (イ) 重要な種及び個体群の生息環境の変化による影響の程度及び内容

(2) 予測方法

次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定する。

- (7) 工事施工計画を基にした重ね合わせ法
- (イ) 生息環境の変化の程度を把握して予測する方法
- (ウ) 既存事例の引用又は解析
- (エ) その他適切な方法

(3) 予測地域等

予測地域は、その調査地域に準じ、予測地点は、予測地域における動物の生息状況の変化を適切に把握し得る地域とする。

(4) 予測対象時期

対象事業に係る工事の実施中は、その影響が最大になる時期とし、施設の供用時は、工事完了後一定の期間をおいた時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等必要と考えられる時期とする。

(三) 留意事項

重要な種及び個体群は、「日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—」（環境庁編）又は「香川県レッドデータブック 香川の希少野生生物」（香川県編）に挙げられている等、自然環境の保全上若しくは学術上又は希少性の観点から重要なものとする。

3 生態系

生態系に係る調査、予測及び評価は、地域を特徴づける生態系について行うものとする。

(一) 調査

(1) 調査内容

地域を特徴づける生態系に係る次の事項を調査する。

- (7) 当該生態系の特性
- (イ) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係及び生息・生育環境の状況

(2) 調査方法

「植物」及び「動物」の調査結果等により概括的に把握される生態系の特性に応じて、生態系の上位に位置するという上位性、当該生態系の特徴をよく現すという典型性又は特殊な環境等を指標するという特殊性の視点から、注目される生物種等を複数選び、これらの生態、他の生物種との相互関係及び生息・生育環境の状態について、既存資料の収集又は必要に応じ、現地調査を行い、その結果を整理・解析することによる。

(3) 調査地域等

調査地域は、対象事業の実施により、生態系への影響が想定される範囲を含む地域とし、調査地点は、調査地域における生態系の状況を適切に把握し得る地点とする。

(4) 調査対象期間等

調査地域における生態系（その四季変動を含む。）の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とする。

(二) 予測

(1) 予測内容

地域を特徴づける生態系の状況の変化を予測する。

(2) 予測方法

次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定する。

- (7) 注目種等の生態、他の生物種との関係及び生息・生育環境の状態の変化の

程度を把握して予測する方法

- (イ) 既存事例の引用又は解析
- (ウ) その他適切な方法

(3) 予測地域等

予測地域は、その調査地域に準じ、予測地点は、予測地域における生態系の状況の変化を適切に把握し得る地点とする。

(4) 予測対象時期

対象事業に係る工事の実施中は、その影響が最大になる時期とし、施設の供用時は、工事完了後一定の期間をおいた時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等必要と考えられる時期とする。

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれる潤いと安らぎのある快適な環境の創造に関する事項

1 景観

(一) 調査

(1) 調査内容

景観に係る次の事項を調査する。

- (ア) 地域景観の特性
- (イ) 重要な景観の状況
- (ウ) 主要展望地点及び眺望の特徴

(2) 調査方法

既存資料の収集又は必要に応じ、現地調査を行い、その結果を整理・解析することによる。

現地調査については、目視、写真撮影等による現地確認、空中写真法、数値地形モデル法等による。

(3) 調査地域等

調査地域は、対象事業の実施により、景観への影響が想定される範囲を含む地域とし、調査地点は、調査地域における景観の状況を適切に把握し得る地点とする。

(4) 調査対象期間等

調査地域における年間を通じた景観の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とする。

(5) 関連調査事項

予測及び評価を行う上で必要な場合は、関連する次の事項についても調査する。

- (ア) 土地利用の状況
- (イ) 地形及び植生の状況
- (ウ) 関係法令等による指定、規制等

(二) 予測

(1) 予測内容

景観に係る次の事項について予測する。

- (ア) 対象事業の実施が地域景観の特性に与える影響
- (イ) 対象事業の実施が当該事業の実施地域及び周辺地域の重要な景観に与える影響
- (ウ) 対象事業の実施が主要展望地点からの眺望に与える影響

(2) 予測方法

次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定する。

- (ア) 工事施工計画を基にした重ね合わせ法
- (イ) フォト・モンタージュ法、完成予想図及び模型を作成する方法その他視覚的な表現方法
- (ウ) その他適切な方法

(3) 予測地域

予測地域は、その調査地域に準じ、予測地点は、予測地域における景観の状況の変化を適切に把握し得る地点とする。

(4) 予測対象時期

対象事業に係る工事中及び工事完了後の適切な時期とする。

(三) 留意事項

(1) 重要な景観の判断基準は、次のとおりとする。

- (ア) 自然公園等優れた自然景観
- (イ) 渓谷等特異な自然景観
- (ウ) その他地方的に重要な景観

(2) 主要展望地点とは、不特定多数の人々により重要な景観を觀賞する展望地点として位置付けられている公共的な場所をいう。

2 人と自然との触れ合いの活動の場

(一) 調査

(1) 調査内容

野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関して、次の事項を調査する。

- (ア) 人と自然との触れ合いの活動の場の分布
- (イ) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用の状況及び利用環境の状況

(2) 調査方法

既存資料の収集又は必要に応じ、現地調査を行い、その結果を整理・解析することによる。

(3) 調査地域等

調査地域は、対象事業の実施により、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が想定される範囲を含む地域とし、調査地点は、調査地域における人と自然との触れ合いの活動の場の状況を適切に把握し得る地点とする。

(4) 調査対象期間等

調査地域における年間を通じた人と自然との触れ合いの活動の場の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とする。

(二) 予測

(1) 予測内容

人と自然との触れ合いの活動の場の状況の変化を予測する。

(2) 予測方法

次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定する。

- (ア) 主要な人と自然の触れ合い活動の場の分布又は利用環境の変化の程度を把握して予測する方法
- (イ) 既存事例の引用又は解析

(3) 予測地域等

予測地域は、その調査地域に準じ、予測地点は、予測地域における人と自然と

の触れ合いの活動の場の状況の変化を適切に把握し得る地点とする。

(4) 予測対象時期

対象事業に係る工事の実施中は、その影響が最大になる時期とし、施設の供用時は、事業活動が一定の状態となる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等必要と考えられる時期とする。

四 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に関する事項

1 廃棄物等

廃棄物等に係る予測及び評価は、次に掲げる項目のうちから選定したものについて行うものとする。

(1) 廃棄物

(2) 残土

(一) 予測

(1) 予測内容

対象事業の実施による廃棄物等の発生量及び最終処分量並びそれらの削減の程度を予測する。

(2) 予測方法

次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定する。

(ア) 廃棄物等の種類ごとの性状、発生形態を把握して予測する方法

(イ) 既存事例の引用又は解析

(ウ) その他適切な方法

(3) 予測地域等

予測地域は、対象事業の実施区域とする。

(4) 予測対象時期

対象事業に係る工事の実施中は、その工事期間とし、施設の供用時は、事業活動が一定の状態となる時期等必要と考えられる時期とする。

2 水資源

水資源に係る予測及び評価は、水利用について行うものとする。

(一) 予測

(1) 予測内容

対象事業の実施による水の使用量及びその削減の程度を予測する。

(2) 予測方法

次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定する。

(ア) 水の利用形態を把握して予測する方法

(イ) 既存事例の引用又は解析

(ウ) その他適切な方法

(3) 予測地域等

予測地域は、対象事業の実施区域とする。

(4) 予測対象時期

対象事業に係る工事の実施中は、その工事期間とし、施設の供用時は、事業活動が一定の状態となる時期等必要と考えられる時期とする。

(二) 留意事項

予測及び評価を行う場合は、再生水の利用の状況についても検討しておくものとする。

五 地球環境の保全の推進に関する事項

温室効果ガス

(一) 予測

(1) 予測内容

対象事業の実施による温室効果ガスの排出量及びその削減の程度を予測する。

(2) 予測方法

次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定する。

- (ア) エネルギーの利用量から算出する方法
- (イ) 既存事例の引用又は解析
- (ウ) その他適切な方法

(3) 予測地域等

予測地域は、対象事業の実施区域とする。

(4) 予測対象時期

対象事業に係る工事の実施中は、その工事期間とし、施設の供用時は、事業活動が一定の状態となる時期等必要と考えられる時期とする。

別表 環境影響要因と環境要素との関連

環境影響要因 環境要素		工事の実施						施設の供用					
大気環境	大気質												
	騒音・超低周波音												
	振動												
	悪臭												
水環境	水質												
	底質												
	地下水質												
	水象												
土壌環境・その他の環境	地形・地質												
	地盤												
	土壌												
植物													
動物													
生態系													
景観													
人と自然との触れ合いの活動の場													
廃棄物等													
水資源													
温室効果ガス													

備考 環境影響要因に記載した事項ごとに予測及び評価を行う必要があると認められる環境要素の項目に○印を付す。